

# 船舶インシデント調査報告書

平成29年5月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航阻害
発生日時	平成28年11月20日 14時54分ごろ
発生場所	鹿児島県薩摩川内市川内港西方沖 川内港沖防波堤西灯台から真方位262° 3.6海里付近 (概位 北緯31° 50.9′ 東経130° 06.7′)
インシデントの概要	旅客船高速船 <small>こしき</small> 甑島は、西進中、右舷主機が停止し、運航が阻害された。
インシデント調査の経過	平成28年12月1日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 高速船甑島、197トン
船舶番号、船舶所有者等	142071、甑島商船株式会社
乗組員等に関する情報	機関長、三級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 1
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか2人が乗り組み、旅客39人を乗せ、西進中、右舷主機が異常を知らせる警報を発するとともに停止した。</p> <p>機関長は、点検したところ、右舷主機の潤滑油に冷却水の混入を認め、右舷主機の運転ができなくなったことを知った。</p> <p>本船は、左舷主機を使用して出港地の川内港に引き返した。</p> <p>本船は、入港後、機関整備業者が右舷主機の開放点検を行ったところ、‘Aバンク1番シリンダ’（以下「本件シリンダ」という。）において、吸気弁及び排気弁の弁棒が折損して弁傘部が燃焼室内に落下し、ピストン頂部、シリンダヘッド等に損傷が生じていた。</p> <p>主機は、過給機付4サイクルV型12シリンダのディーゼル機関であり、A（右舷）、B（左舷）のバンクに分けられ、各バンクのシリンダに船尾側から順に番号が付けられていた。</p>
分析	本船は、右舷主機の本件シリンダの吸気弁及び排気弁弁棒が折損したことから、弁傘部が燃焼室内に落下し、ピストン頂部とシリンダヘッドとに挟撃され、ピストン、シリンダヘッド等が損傷し、右舷主機が運転できなくなり、運航が阻害されたものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、右舷主機の本件シリンダの吸気弁及び排気弁の弁棒が折損したため、弁傘部が燃焼室内に落下し、ピストン頂部とシリンダヘッドとに挟撃され、ピストン、シリンダヘッド等が損傷し、右舷主機が運転できなくなったことにより発生したものと考えられる。